

山形県は、女性の処遇改善のため、女性非正規雇用労働者の正社員化を支援します。



賃金向上推進事業支援金 (正社員化コース)

事業所内の女性非正規雇用労働者を正社員に転換した場合に支援金を支給します。

支給額 **10万円/人** (1事業者あたり最大5人まで)

さらに、対象労働者を正社員に転換した際に所定労働時間1時間あたりの賃金(時給)を100円以上増額した場合、加算金を上乗せします。

加算金 **5万円/人** **拡充**

さらに、100円以上増額した対象労働者がおり、正社員転換時かつ申請時に、事業所がダイヤモンドスマイル企業に認定されている場合、加算金を上乗せします。

加算金 **5万円/1社** (1社当たり1回のみ) **拡充**

対象事業者 以下の要件を全て満たす事業所

- 山形県内の中小企業等又は社会福祉法人であること
- 本社及び対象事業所又は法人本部及び対象施設等が山形労働局管内の雇用保険適用事業所であること

対象労働者 女性労働者で以下の要件を全て満たすこと

- 令和8年4月1日から令和8年11月30日までの間に事業所内の非正規雇用から正社員に転換されていること
- 正社員転換後3か月以上継続して雇用されていること
- 正社員転換後の賃金が転換前より引き上げられていること
- 山形県内の事業所に勤務し、山形県内に住所があること
- 事業者、事業所及び法人の代表者又は取締役等の3親等以内の親族でないこと



裏面もご確認ください

※国の「業務改善助成金」との併給はできません。

(申請期限) 申請は、正社員転換後3か月を経過してから可能となります。

令和8年4月1日から令和8年7月31日までの転換 **令和8年11月5日(木) 必着**

令和8年8月1日から令和8年11月30日までの転換 **令和9年3月4日(木) 必着**

★予算がなくなり次第終了となりますので、ご了承ください。

この事業は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

詳しくは県ホームページ

山形県 賃金向上推進事業

検索

＜お問合せ先＞

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室

電話 023-630-3245

FAX 023-630-2376



(提出書類)

- * 山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給申請書（様式第1号）
- * 正社員転換前及び転換後の雇用契約書又はそれに準ずる書類の写し
- * 正社員転換前1か月・転換後3か月分の出勤簿（タイムカード等）の写し
- * 正社員転換前1か月・転換後3か月分の記載がある賃金台帳の写し
- * 賃金増額確認書（正社員化コース）（様式第2号）
- * 雇用保険適用事業所設置届又は労働保険概算・確定保険料申告書（直近）等の写し
- * 誓約書（様式第3号）
- * 通帳の写し（金融機関、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが確認できるページ）